一般社団法人日本周麻酔期看護医学会　会費等に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、一般社団法人日本周麻酔期看護医学会（以下「当法人」という。）定款第５条が定める社員が納入する入社金及び会費に関する必要事項を定め、それによって、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

（会費）

第２条　定款第５条第に規定する年会費は、次に掲げるところによる。

　　（1）会費

　　　　個人　　 5,000円

２　社員は事業年度の途中で入社した場合でも、原則として前号の会費を納入する。但

　し、特別な減免理由があること並びに減免されるべき金額を書面で代表理事に提示し、

　承認された場合はこの限りではない。

（会費等の納入）

第３条　当法人に入社した社員は、社員の入社退社規則第３条第２項が規定する代表理事の入社承認通知を受けた日の翌日から4週間以内に、入社金及び入社事業年度の会費を、当法人所定の方法により納入しなければならない。

２　社員は、3月末日までに現金支払、銀行振込もしくは電子決済等の方法により、毎事業年度分の会費を納入しなければならない。

３　当法人は、社員から納入された入社金及び会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

（退社時における会費の取り扱い）

第４条　社員が事業年度の途中において退会するときは、当該事業年度分の未納会費を納入しなければならない。

２　当法人は、社員が納入した入社金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

（改廃）

第5条　この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

（補則）

第6条　この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は代表理事が別に定める。

附　則

この規則は、2018年10月1日から施行する。

会　費　台　帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会員氏名   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　　分 | | 納入年月日 | 金　　額 | 摘　　要 | | 入社　　金 | | 年　　月　　日 | ○○○○円 |  | | 会　　　費 | 20○○年度分 | ・　・ |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |

（注）摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。